

議題 5 移動円滑化適用除外認定申請車両の導入（明智地区）について

1. 概要

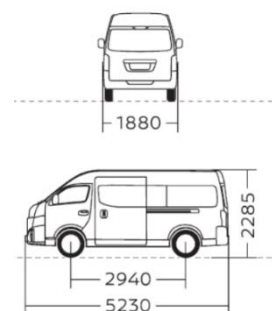
明智地区の市自主運行バス（明智まちなか線や明智デマンド）運行事業者の明知鉄道（株）に貸与している、恵那市所有のバス車両（明智地区運行車両）が老朽化したことに伴い、新たに車両を導入し更新するものである。

現状の乗客へのサービス水準を下回らないよう、現在の運行車両と同等タイプ以上の車両を導入する。車両導入にあたり、移動円滑化基準（バリアフリー基準）の適用除外認定について本会議で承認していただく必要があるため、協議に諮るものである。

なお、バリアフリー移動円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者等については、車いす対応車両の手配等を行い、移動手段の確保を図るものである。

2. 導入する車名及び型式

ニッサン キャラバン マイクロバス GX（14 人乗り）



車種		車名	型式	年式 (年)	定員 (人)	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	車両総重量 (kg)
新	キャラバン	ニッサン	3BF-DS8E26	R6	14	523	188	229	3,030
現	ハイエース	トヨタ	KH-KZH116G	H11	10	495	169	198	2,530

3. 移動円滑化基準適用除外の認定を申請することができる自動車

認定要領第3条（3）車両総重量5 t以下であって乗車定員が23人以下の自動車

4. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- ・第37条第2項第2号：乗降口のスロープ
- ・第39条：車いすスペース
- ・第40条第1項：通路の幅
- ・第40条第2項：通路の手すりの間隔
- ・第41条：運行情報提供設備等

5. 車両導入日

令和7年2月末までに導入（予定）

6. 路線車両最大値の変更

(1) 現在の最大値

	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)
旧	538	188	228	2,700
新	538	188	229	3,030

(2) 対象路線

明智まちなか線、明智＝峰山線、阿妻＝横通線、明智デマンド交通

別 紙 1

移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表

条 項 認定要領	移動円滑化基準									
	第 3 7 条 (乗降口)			第 3 8 条 (床面)		第 3 9 条	第 4 0 条 (通路)		第 4 1 条	第 4 2 条
	第 1 項 (踏み段の色)	第 2 項第 1 号 (幅)	第 2 項第 2 号 (スロープ)	第 1 項 (高さ)	第 2 項 (材質)	(車いすスペース)	第 1 項 (幅)	第 2 項 (手すりの間隔)	(運行情報提供設備等)	(遮断器通設備)
第 3 (1) 地形上の理由	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第 3 (2) 高速バス等	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	×
第 3 (3) 幅 2.1m 以下であって、乗車定員 23 人超等	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第 3 (4) 車両総重量 5 t 以下であって、乗車定員 23 人以下	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第 3 (5) 中古車	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第 3 (6) 特別の事由	×				×				×	×

- ※ ×は、基準適用除外を認めない項目
◎は、基準適用除外を認める項目
●は、合理的な理由があれば適用除外を認める項目
空欄は、本細部取扱い 1 (2) により個別案件として調整が必要な項目